

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第19号

押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整理に関する規則
(佐賀県道路占用規則等の一部改正)

第1条 次の各号に掲げる規則の様式中「㊦」を削る。

- (1) 佐賀県道路占用規則(昭和28年佐賀県規則第11号)の様式第1号及び様式第2号
- (2) 佐賀県職員等の旅費支給規則(昭和29年佐賀県規則第20号)の別記様式第2号から別記様式第6号まで
- (3) 佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則(昭和32年佐賀県規則第16号)の様式
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則(昭和47年佐賀県規則第39号)の様式第1号から様式第5号まで
- (5) 柔道整復師法施行細則(昭和47年佐賀県規則第40号)の様式第1号及び様式第2号
- (6) 佐賀県高等水産講習所管理規則(昭和55年佐賀県規則第18号)の様式第1号及び様式第2号
- (7) 佐賀県歯科技工士法施行細則(昭和57年佐賀県規則第30号)の様式第3号から様式第6号まで
- (8) 佐賀県精神保健福祉センター使用料及び手数料条例施行規則(昭和58年佐賀県規則第67号)の様式
- (9) 政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年佐賀県規則第57条)の様式第1号から様式第5号まで
- (10) 佐賀県行政手続条例施行規則(平成7年佐賀県規則第59号)の様式
- (11) 佐賀県健康増進法施行細則(平成15年佐賀県規則第42号)の様式第1号から様式第3号まで
- (12) 佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則(平成17年佐賀県規則第15号)の様式第1号から様式第4号まで
- (13) 離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成25年佐賀県規則第36号)の様式第1号から様式第3号まで
- (14) 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成27年佐賀県規則第43号)の様式第1号から様式第3号まで
- (15) 佐賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成27年佐賀県規則第53号)の様式
- (16) 地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例施行規則(平成27年佐賀県規則第65号)の様式第1号から様式第5号まで
- (17) 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成28年佐賀県規則第35号)の様式第1号から様式第3号まで
(佐賀県立産業技術学院管理規則等の一部改正)

第2条 次の各号に掲げる規則の様式中「㊦」を削る。

- (1) 佐賀県立産業技術学院管理規則（昭和35年佐賀県規則第43号）の第2号様式
- (2) 佐賀県土地開発基金管理規則（昭和45年佐賀県規則第5号）の様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号から様式第7号まで
- (3) 佐賀県青少年健全育成条例施行規則（昭和52年佐賀県規則第43号）の様式第8号から様式第10号まで
- (4) 毒物及び劇物取締法施行細則（昭和53年佐賀県規則第46号）の第2号様式
- (5) 貸金業法施行細則（昭和58年佐賀県規則第55号）の様式
- (6) 佐賀県佐賀空港条例施行規則（平成10年佐賀県規則第44号）の様式第17号から様式第19号まで
- (7) 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則（平成15年佐賀県規則第2号）の様式第1号から様式第3号まで
- (8) 住民基本台帳法施行細則（平成20年佐賀県規則第56号）の様式第1号、様式第3号から様式第5号まで及び様式第7号
- (9) 佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則（平成26年佐賀県規則第90号）の様式
- (10) 地方税法第396条の規定による知事が指定する職員に関する規則（平成27年佐賀県規則第22号）の様式
（集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則等の一部改正）

第3条 次の各号に掲げる規則の様式中「印」を削る。

- (1) 集団行進及び集団示威運動に関する条例施行規則（昭和24年佐賀県規則第65号）の様式第1号
- (2) 佐賀県総合福祉センター管理規則（昭和58年佐賀県規則第1号）の様式第2号
- (3) 佐賀県獣医療法施行細則（平成5年佐賀県規則第4号）の様式第1号、様式第2号及び様式第3号
- (4) 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則（平成5年佐賀県規則第21号）の様式第1号から様式第8号まで
- (5) 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成7年佐賀県規則第20号）の様式
- (6) 佐賀県環境影響評価条例施行規則（平成11年佐賀県規則第46号）の様式第1号から様式第9号まで
- (7) 佐賀県砂防法施行条例施行規則（平成15年佐賀県規則第10号）の様式第12号
- (8) 佐賀県立九州シンクロトン光研究センター条例施行規則（平成15年佐賀県規則第57号）の様式
- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成17年佐賀県規則第79号）の様式第1号、様式第3号の3、様式第7号の3、様式第13号、様式第14号、様式第16号、様式第20号、様式第24号、様式第25号及び様式第27号
- (10) 佐賀県射撃研修センター設置条例施行規則（平成17年佐賀県規則第81号）の様式
- (11) 佐賀県波戸岬海浜公園条例施行規則（平成17年佐賀県規則第86号）の様式
- (12) 佐賀県ひとり親家庭サポートセンター設置条例施行規則（平成17年佐賀県規則第93号）の様式
- (13) 佐賀県在宅生活サポートセンター設置条例施行規則（平成17年佐賀県規則第96号）の様式
- (14) 佐賀県立男女共同参画センター設置条例施行規則（平成17年佐賀県規則第101号）の様式
- (15) 佐賀県立生涯学習センター設置条例施行規則（平成17年佐賀県規則第102号）の様式
- (16) 佐賀県人工海浜公園条例施行規則（平成17年佐賀県規則第103号）の様式第2号

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">氏 名 ㊞</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 <u>1</u> 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p><u>2</u> 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注</p> <p style="text-align: center;">略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>

様式第3号及び様式第4号中「㊞」を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第5号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊞</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 法人にあっては、その名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日 </div> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 <u>1</u> 氏名を自署する場合には、押印を省略すること</p>	<p>様式第5号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 法人にあっては、その名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日 <u>電 話</u> </div> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>ができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2</u> 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第6号 (第4条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: auto;"> 法人にあっては、その名称、事 務所所在地及び代表者の氏名 </div> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p><u>注</u> 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div>	<p style="text-align: center;">略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第6号 (第4条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: auto;"> 法人にあっては、その名称、事 務所所在地及び代表者の氏名 </div> <p style="text-align: center;"><u>電 話</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">略</div>

(肥料の品質の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第5条 肥料の品質の確保等に関する法律施行細則（昭和25年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号 (第2条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (名称及び代表者の氏名) ㊟</p> <p>略</p>	<p>様式第1号 (第2条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (名称及び代表者の氏名)</p> <p>略</p>

改正前	改正後
備考 1 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。 2 略	備考 略
略	略

様式第2号中「㊦」を削る。

様式第5号及び様式第6号中「㊦」及び備考を削る。

様式第8号中「㊦」を削る。

(建築士法施行細則の一部改正)

第6条 建築士法施行細則（昭和25年佐賀県規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「（署名）」及び「㊦」を削る。

様式第1号の2中「（署名）」を削る。

様式第1号の3中「印」を削る。

様式第2号及び様式第3号中「㊦」を削る。

(行政書士法施行細則の一部改正)

第7条 行政書士法施行細則（昭和26年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(会員に関する定例報告) 第8条 法第17条第1項の規定による報告は、毎年3月31日現在の状況について <u>翌月末</u> までに行わなければならない。	(会員に関する定例報告) 第8条 法第17条第1項の規定による報告は、毎年3月31日現在の状況について <u>6月末</u> までに行わなければならない。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第2号中「㊦」を削る。

様式第3号中「㊦」を削る。

様式第4号中「㊦」を削る。

(佐賀県漁船法施行細則の一部改正)

第8条 佐賀県漁船法施行細則（昭和26年佐賀県規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定中「漁政」を削る。

様式第5号中「㊟」を削る。
 様式第6号中「㊟」を削る。
 様式第7号から様式第9号までの規定中「㊟」を削る。
 様式第10号中「印」を削る。
 様式第11号中「㊟」を削る。

(佐賀県道路占用料条例施行規則の一部改正)

第9条 佐賀県道路占用料条例施行規則(昭和28年佐賀県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第2条 <u>条例第5条但書</u>の規定により、占用料の還付を受けようとする者は、別記様式による道路占用料還付申請書を、その理由の発生した日の翌日から起算して1月以内に、知事に提出しなければならない。</p>	<p>第2条 <u>条例第7条ただし書</u>の規定により、占用料の還付を受けようとする者は、別記様式による道路占用料還付申請書を、その理由の発生した日の翌日から起算して1月以内に、知事に提出しなければならない。</p>

別記様式中「㊟」を削る。
 (恩給給与細則の一部改正)

第10条 恩給給与細則(昭和29年佐賀県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第12号様式までの規定中「(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)」を削る。
 第13号様式中「(※代筆の場合は、申請者の印を押してください。)」を削る。
 第14号様式及び第15号様式中「(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)」を削る。
 第16号様式中「印」を削る。
 第18号様式から第20号様式までの規定中「(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)」を削る。
 第21号様式中「印」を削る。
 第27号様式及び第29号様式から第36号様式までの規定中「(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)」を削る。
 第37号様式中「(※代筆の場合は、受給者の印を押してください。)」を削る。
 第38号様式及び第39号様式中「(※代理人等の場合は、代理人等の印を押してください。)」を削る。

(狩猟税証紙徴収規則の一部改正)

第11条 狩猟税証紙徴収規則(昭和29年佐賀県規則第44号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」及び「㊟」を削る。
 様式第5号及び様式第6号中「出納員㊟」を「出納員名」に改める。

様式第7号中「㊟」を削る。
 様式第8号中「㊟」を削る。
 様式第9号中「㊟」を削る。
 様式第10号中「㊟」を削る。
 様式第11号、様式第12号及び様式第14号中「㊟」を削る。
 様式第15号中「㊟」及び「㊟」を削る。
 様式第16号中「㊟」を削る。
 (狂犬病予防法施行細則の一部改正)

第12条 狂犬病予防法施行細則(昭和29年佐賀県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号 (第2条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>注 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>	<p>様式第1号 (第2条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>注 <u>身分証明書の写しその他の本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>
<p>様式第3号 (第2条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>注 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>	<p>様式第3号 (第2条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>注 <u>身分証明書の写しその他の本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>

(事業税減免規則の一部改正)

第13条 事業税減免規則(昭和30年佐賀県規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）<u>第56条第1項の規定に基き</u>、事業税の軽減<u>または免除</u>について定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号）<u>第55条第1項の規定に基づき</u>、事業税の軽減<u>又は免除</u>について定めることを目的とする。</p>

別記様式第1号中「㊟」を削る。

別記様式第2号中「第56条第2項」を「第55条第2項」に改め、「㊟」を削る。

(養蜂振興法施行細則の一部改正)

第14条 養蜂振興法施行細則（昭和30年佐賀県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名又は名称及び代表者氏名 <u>印</u></p> <p>略</p> <p>略</p> <p>備考 <u>(1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p><u>(2)～(5)</u> 略</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名又は名称及び代表者氏名</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p><u>(1)～(4)</u> 略</p>
<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名又は名称及び代表者氏名 <u>印</u></p> <p>略</p>	<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名又は名称及び代表者氏名</p> <p>略</p>

改正前		改正後	
略		略	
備考 (1) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。		備考	
(2)～(4) 略		(1)～(3) 略	
添付書類 略		添付書類 略	
略		略	
	土地使用承諾書		付近見取図
1	略 氏名 印		
	土地使用承諾書		付近見取図
2	略 氏名 印		
	土地使用承諾書		付近見取図
3	略 氏名 印		
	土地使用承諾書		付近見取図
4	略 氏名 印		
備考 略		備考 略	

様式第4号中「㊦」を削る。

(父母のない児童等の身元保証に関する条例施行規則の一部改正)

第15条 父母のない児童等の身元保証に関する条例施行規則（昭和31年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

（別記様式第1号）中「㊦」及び「㊧」を削る。

（別記様式第3号）及び（別記様式第4号）中「㊦」を削る。

(別記様式第5号)中「佐賀市赤松」を「佐賀市城内一丁目1番59号」に改める。

(別記様式第6号)中「㊤」を削る。

(佐賀県家畜伝染病予防法施行細則の一部改正)

第16条 佐賀県家畜伝染病予防法施行細則(昭和31年佐賀県規則第44号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第5号中「㊤」を削る。

別記様式第6号(その1)及び別記様式第6号(その2)中「㊤」を削り、「確認者の氏名及び印」を「確認者の氏名(自署)」に改める。

(家畜取引法施行細則の一部改正)

第17条 家畜取引法施行細則(昭和31年佐賀県規則第50号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

様式第2号から様式第4号までの規定中「㊤」を削る。

(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部改正)

第18条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(昭和32年佐賀県規則第71号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第6号様式までの規定中「(用紙日本標準規格B5)」及び「㊤」を削る。

第6号様式附表中「(用紙日本標準規格B5)」を削る。

第7号様式から第21号様式までの規定中「(用紙日本標準規格B5)」及び「㊤」を削る。

(佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則の一部改正)

第19条 佐賀県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例施行規則(昭和32年佐賀県規則第86号)の一部を次のように改正する。

第1号様式から第12号様式までの規定中「(※代筆の場合は、申立者の印を押してください。)」を削る。

第13号様式中「(※代筆の場合は、請求者の印を押してください。)」を削る。

(理容師法施行細則の一部改正)

第20条 理容師法施行細則(昭和33年佐賀県規則第57号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
別記様式第3号(第5条) 略	別記様式第3号(第5条) 略

改正前	改正後
届出人 氏 _____ 名 [㊞]	届出人 <u>氏名</u> <u>電話</u>
添付書類 略 注 <u>1</u> 略 <u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u>	添付書類 略 注 略

別記様式第18号中「㊞」及び注の3を削る。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
別記様式第19号（第17条） 略 氏名 _____ [㊞] （法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者の氏名） 略 添付書類 略 <u>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することが</u> <u>きる。</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	別記様式第19号（第17条） 略 氏名 _____ （法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者の氏名） <u>電話</u> 略 添付書類 略 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
別記様式第20号（第17条） 略 氏名 _____ [㊞] （法人の場合は、その所在地、	別記様式第20号（第17条） 略 氏名 _____ （法人の場合は、その所在地、

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">名称及び代表者の氏名)</p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p> <p>注 <u>1</u> 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>別記様式第21号（第17条）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">（法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p> <p>注 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div>	<p style="text-align: center;">名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;"><u>電話</u></p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>別記様式第21号（第17条）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">（法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;"><u>電話</u></p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div>

別記様式第22号中「㊟」及び注を削る。

別記様式第23号及び別記様式第24号中「㊟」を削る。

別記様式第25号中「㊟」を削る。

（美容師法施行細則の一部改正）

第21条 美容師法施行細則（昭和33年佐賀県規則第58号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別記様式第3号（第5条） 略</p> <p>届出人 氏 _____ 名[㊞]</p> <p>添付書類 略</p> <p>注 <u>1</u> 略</p> <p><u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>別記様式第3号（第5条） 略</p> <p>届出人 氏名 電話</p> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p>

別記様式第18号中「㊞」及び注の3を削る。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別記様式第19号（第17条） 略</p> <p>氏名 _____ [㊞]</p> <p>（法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p> <p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することが<u>できる。</u></p> <p>略</p>	<p>別記様式第19号（第17条） 略</p> <p>氏名 _____</p> <p>（法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者の氏名）</p> <p>電話</p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p> <p>略</p>
<p>別記様式第20号（第17条） 略</p>	<p>別記様式第20号（第17条） 略</p>

改正前	改正後
<p>氏名 ㊟ (法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者の氏名)</p> <p>略 添付書類 略</p> <p>注 <u>1</u> 略 <u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略すること ができる。</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>	<p>氏名 (法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者の氏名) <u>電話</u></p> <p>略 添付書類 略</p> <p>注 略</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>
<p>別記様式第21号 (第17条)</p> <p>略</p> <p>氏名 ㊟ (法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者の氏名)</p> <p>略 添付書類 略</p> <p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することが <u>できる。</u></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>	<p>別記様式第21号 (第17条)</p> <p>略</p> <p>氏名 (法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者の氏名) <u>電話</u></p> <p>略 添付書類 略</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>

別記様式第22号中「㊟」及び注を削る。
別記様式第23号及び別記様式第24号中「㊟」を削る。
別記様式第25号中「㊟」を削る。
(旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則の一部改正)

第22条 旅館業法及び旅館業に関する条例施行規則（昭和34年佐賀県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 <u>㊟</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 1～4 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>5 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>6</u> 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>略</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 1～4 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>5</u> 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>略</p>
<p>様式第1号の2（第2条の2関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 <u>㊟</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p>様式第1号の2（第2条の2関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 <u>電話</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第 1 号の 3 (第 2 条の 2 関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第 1 号の 3 (第 2 条の 2 関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">代表者の氏名 <u>電話</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第 1 号の 4 (第 2 条の 2 関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟ 年 月 日生</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 <u>1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p><u>2 略</u></p>	<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第 1 号の 4 (第 2 条の 2 関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 年 月 日生 <u>電 話</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注</p> <p style="text-align: center;">略</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第2号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p>氏名及び生年月日 ㊟ (法人にあっては、その名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日)</p> <p>略</p> <p>注 <u>1</u> 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p><u>2</u> 略</p>	<p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第2号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p>氏名及び生年月日 (法人にあっては、その名称、事務所所在地並びに代表者の氏名及び生年月日)</p> <p><u>電話</u></p> <p>略</p> <p>注</p> <p>略</p>
<p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第3号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p>氏名及び生年月日 ㊟ (法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)</p> <p>略</p> <p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第3号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p>氏名及び生年月日 (法人にあっては、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名)</p> <p><u>電話</u></p> <p>略</p>

改正前	改正後
略	略

(佐賀県小規模水道条例施行規則の一部改正)

第23条 佐賀県小規模水道条例施行規則（昭和35年佐賀県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第1号様式 略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名 <u>印</u></p> <p>略</p>	<p>第1号様式 略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;"><u>電 話</u></p> <p>略</p>

第2号様式中「印」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第3号様式 略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名 <u>印</u></p> <p>略</p> <p>第4号様式 略</p>	<p>第3号様式 略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名</p> <p style="text-align: center;"><u>電 話</u></p> <p>略</p> <p>第4号様式 略</p>

改正前	改正後
<p>氏名 <u>〔法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名〕</u> ㊤</p> <p>略</p> <p>第5号様式</p> <p>略</p> <p>氏名 <u>〔法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名〕</u> ㊤</p> <p>略</p>	<p>氏名 <u>〔法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名〕</u></p> <p>電話</p> <p>略</p> <p>第5号様式</p> <p>略</p> <p>氏名 <u>〔法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名〕</u></p> <p>電話</p> <p>略</p>

第6号様式中「㊤」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第7号様式</p> <p>略</p> <p>氏名 <u>〔法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名〕</u> ㊤</p> <p>略</p>	<p>第7号様式</p> <p>略</p> <p>氏名 <u>〔法人又は組合の場合はその名称及び代表者の氏名〕</u></p> <p>電話</p> <p>略</p>

(養鶏振興法施行細則の一部改正)

第24条 養鶏振興法施行細則（昭和35年佐賀県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第 1 号</p> <p>(法第 7 条第 2 項の規定による確認を申請する場合)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 及び代表者氏名 ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>略</p> <p>注 1 氏名を自署する場合には、押印は不要です。</p> <p style="padding-left: 20px;">2・3 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>(法第 8 条第 1 項の規定による確認を申請する場合)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 及び代表者氏名 ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>略</p> <p>注 1 氏名を自署する場合には、押印は不要です。</p> <p style="padding-left: 20px;">2・3 略</p>	<p>様式第 1 号</p> <p>(法第 7 条第 2 項の規定による確認を申請する場合)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 及び代表者氏名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>略</p> <p>注 1・2 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>(法第 8 条第 1 項の規定による確認を申請する場合)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名又は名称 及び代表者氏名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>略</p> <p>注 1・2 略</p>

改正前	改正後
略	略

様式第3号及び様式第4号中「㊦」を削る。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第25条 建築基準法施行細則(昭和36年佐賀県規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「㊦」を削る。

第8号様式中「㊦」及び注を削る。

第9号様式の㊦中「㊦」を削る。

第9号様式の㊦中「㊦」及び(注)の3を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																				
<p>第10号様式 (第12条関係)</p> <p>正 私道廃止(変更)承認申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">略</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">㊦</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>(注意) 略</p> <p>副</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">※</td> <td style="width: 80%;">略</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">廃止通知欄</td> <td style="text-align: right;">佐賀県知事</td> <td style="text-align: right;">㊦</td> </tr> </table> <p>略</p>	略	氏名	㊦		※	略		廃止通知欄	佐賀県知事	㊦	<p>第10号様式 (第12条関係)</p> <p>正 私道廃止(変更)承認申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">略</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">㊦</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>(注意) 略</p> <p>副</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; vertical-align: middle;">※</td> <td style="width: 80%;">略</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">廃止通知欄</td> <td style="text-align: right;">佐賀県知事</td> <td style="text-align: right;">㊦</td> </tr> </table> <p>略</p>	略	氏名	㊦		※	略		廃止通知欄	佐賀県知事	㊦
略	氏名																				
㊦																					
※	略																				
廃止通知欄	佐賀県知事	㊦																			
略	氏名																				
㊦																					
※	略																				
廃止通知欄	佐賀県知事	㊦																			

改正前	改正後
〔注〕 <u>1</u> 略 <u>2</u> 申請者の氏名の記載を自署で行う場合において は、押印を省略することができます。	〔注〕 略

第13号様式の 国及び 圃並びに第14号様式の 国及び 圃中「㊟」を削る。

第15号様式の 圃中「㊟」を削る。

第15号様式の 圃中「圃」を削る。

(佐賀県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部改正)

第26条 佐賀県木材業者及び製材業者登録条例施行規則（昭和36年佐賀県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊟」を削る。

第3号様式及び第3号様式の2中「圃」を削る。

第5号様式中「㊟」及び注を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
第6号様式 （第3条関係） 略 氏名 ㊟ 略 略 <u>注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することが できます。</u> <u>2 略</u> 略 (裏面) 略	第6号様式 （第3条関係） 略 氏名 略 略 注 略 略 (裏面) 略

第7号様式中「㊟」及び注を削る。

(佐賀県有林規則の一部改正)

第27条 佐賀県有林規則（昭和36年佐賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(様式)</p> <p>略</p> <p>氏名</p> <p>㊞</p> <p>略</p>	<p>(様式)</p> <p>略</p> <p>氏 名</p> <p><u>電話番号</u></p> <p>略</p>

(佐賀県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第28条 佐賀県立都市公園条例施行規則（昭和36年佐賀県規則第79号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中 「契 印」 及び「㊞」を削る。

様式第7号の2中「印」を削る。

様式第13号中「印」を削る。

(佐賀県証紙条例施行規則の一部改正)

第29条 佐賀県証紙条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第2号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名（法人その他団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名）</p> <p>㊞</p> <p>略</p> <p>注 略</p>	<p>様式第2号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名（法人その他団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p> <p>注 <u>1</u> 略</p>

改正前	改正後
略	略
(裏面)	(裏面)
略	略

様式第3号中「㊦」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第5号 （第10条の2関係） 略 氏名（法人その他団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名） ㊦ 略 注 略 略 (裏面) 略 様式第5号の2 （第10条の2の2関係）	様式第5号 （第10条の2関係） 略 氏名（法人その他団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名） 略 注 <u>1</u> 略 <u>2</u> <u>申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び</u> <u>担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認すること</u> <u>ができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申</u> <u>請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u> 略 (裏面) 略 様式第5号の2 （第10条の2の2関係）

改正前	改正後
<p>略</p> <p>氏名（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者の氏名） ⑩</p> <p>略</p> <p>注 1・2 略</p>	<p>略</p> <p>氏名（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p> <p>注 1・2 略</p> <p><u>3 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>様式第6号（第10条の2の3関係）</p>	<p>様式第6号（第10条の2の3関係）</p>
<p>略</p> <p>氏名（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者の氏名） ⑩</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>氏名（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p> <p><u>注 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>様式第7号（第10条の2の3関係）</p>	<p>様式第7号（第10条の2の3関係）</p>
<p>略</p> <p>氏名 ⑩</p>	<p>略</p> <p>氏名</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>氏名（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者の氏名） ㊞</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>氏名（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p> <p><u>注 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>様式第 8 号（第13条の 2 関係）</p>	<p>様式第 8 号（第13条の 2 関係）</p>
<p>略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>略</p>
<p>略</p> <p>氏名（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者の氏名） ㊞</p>	<p>略</p> <p>氏名（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p>
<p>略</p> <p>氏名（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者の氏名） ㊞</p>	<p>略</p> <p>氏名（法人その他団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）</p>
<p>略</p>	<p>略</p> <p><u>注 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第9号（第15条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: center;">指定出納員 ㊟</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人その他団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div>	<p style="text-align: center;"><u>うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>様式第9号（第15条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: center;">指定出納員</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人その他団体にあつては、 その名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p><u>注 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者 の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる 書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行 うことができる場合は、この限りではない。</u></p>

（佐賀県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第30条 佐賀県屋外広告物条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（意見陳述調書）</p> <p>第23条 前条の規定により意見を録取する者（以下「意見録取者」という。）は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、次に掲げる事項を記載した調書（以下「意見陳述調書」という。）を作成し、これに<u>記名押印</u>しなければならない。</p>	<p>（意見陳述調書）</p> <p>第23条 前条の規定により意見を録取する者（以下「意見録取者」という。）は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、次に掲げる事項を記載した調書（以下「意見陳述調書」という。）を作成し、これに<u>記名</u>しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(意見陳述の要旨の確認等)</p> <p>第24条 意見録取者は、口頭による意見陳述の終了後速やかに、当事者又はその代理人に対し、前条第1項第5号に規定する意見陳述の要旨が当該意見陳述の機会の付与における発言内容と相違ないことを確認し、意見陳述調書に署名押印するよう求めなければならない。この場合において、署名押印を拒否し、又はできない者があったときは、意見録取者は、その旨及びその理由を意見陳述調書に記載しなければならない。</p>	<p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(意見陳述の要旨の確認等)</p> <p>第24条 意見録取者は、口頭による意見陳述の終了後速やかに、当事者又はその代理人に対し、前条第1項第5号に規定する意見陳述の要旨が当該意見陳述の機会の付与における発言内容と相違ないことを確認し、意見陳述調書に署名するよう求めなければならない。この場合において、署名を拒否し、又はできない者があったときは、意見録取者は、その旨及びその理由を意見陳述調書に記載しなければならない。</p>

- 第1号様式中「㊟」を削る。
 - 第4号の2様式中「㊟」及び「㊤」を削る。
 - 第4号の2の2様式中「㊟」を削る。
 - 第4号の2の3様式中「㊟」並びに注の4及び5を削る。
 - 第4号の3様式から第7号様式までの規定中「㊟」を削る。
 - 第8号様式中「㊤」を削る。
 - 第9号様式中「㊟」を削る。
 - 第10号様式中「㊤」を削る。
 - 第11号様式中「㊟」並びに注の8及び9を削る。
- 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第12号 (第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>略</p> <p style="text-align: right;">申請者 ㊟</p> </div> <p>注 <u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます</p>	<p>様式第12号 (第9条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>略</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> </div> <p>注 略</p>

改正前	改正後
<p>す。(個人の場合に限る。)</p> <p><u>3 この誓約書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請の宛先を書き換えていただければ、九州各県の誓約書様式として利用できます。</u></p>	

第12号の2様式中「㊟」並びに注の4及び5を削る。
第12号の3様式中「㊟」並びに注の3及び4を削る。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第12号の4（第9条の5関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 <u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。(個人の場合に限る。)</p> <p><u>3</u> この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出の宛先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。</p>	<p>様式第12号の4（第9条の5関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p>

第13号様式中「㊟」を削る。
第14号様式及び第16号様式中「㊟」を削る。
(佐賀県公有財産規則の一部改正)

第31条 佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。
様式第3号中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第5号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名（名称） ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注 <u>1</u> 略</p> <p><u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>様式第5号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名（名称）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注 略</p>

様式第7号中「㊟」及び注を削る。

様式第8号中「㊟」及び注の3を削る。

様式第10号中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第10号の2（第19条の2関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">届出人 氏名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 <u>1</u> 略</p> <p><u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>様式第10号の2（第19条の2関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">届出人 氏名</p> <p>略</p> <p>注 略</p>

様式第10号の3中「㊟」及び注を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第11号（第20条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名（名称） ㊟</p>	<p>様式第11号（第20条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名（名称）</p>

改正前	改正後
略	電話
略	略
注 1 略	注 略
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。	
略	略
(裏面)	(裏面)
略	略

様式第13号中「㊟」を削る。

様式第16号及び様式第18号中「㊟」及び注を削る。

様式第19号中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第20号 (第31条関係)	様式第20号 (第31条関係)
略	略
氏 名 (名称) ㊟	氏 名 (名称) 電話
略	略
略	略
注 1 略	注 略
2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。	
略	略
(裏面)	(裏面)

改正前	改正後
略	略

様式第24号中「㊦」を削る。

(佐賀県製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第32条 佐賀県製菓衛生師法施行細則（昭和42年佐賀県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																	
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>氏 名</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 <u>1 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</u></p> <p><u>2・3 略</u></p> <p><u>4 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。</u></p> <p>様式第2号</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>菓子工業協同組合理事長 又は菓子製造業主氏名 ㊦</p>	略	氏 名	印	略			略			略	<p>様式第1号（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p><u>1・2 略</u></p> <p>様式第2号</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>菓子工業協同組合理事長 又は菓子製造業主氏名 <u>電話番号</u></p>	略	氏 名	略		略		略
略	氏 名	印																
略																		
略																		
略																		
略	氏 名																	
略																		
略																		
略																		

様式第3号中「㊦」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第4号</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注₁ 略</p> <p><u>2 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。</u></p>	<p>様式第4号</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 電話番号</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p>
<p>様式第6号</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>略</p> <p><u>注 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。</u></p>	<p>様式第6号</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 電話番号</p> <p>略</p>
<p>様式第7号</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p> <p><u>注 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。</u></p>	<p>様式第7号</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>様式第8号 略 氏名 ㊟ 略 <u>注 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。</u></p> <p>様式第9号 略 氏名 ㊟ 略 <u>注 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。</u></p>	<p>様式第8号 略 氏名 <u>電話番号</u> 略</p> <p>様式第9号 略 氏名 <u>電話番号</u> 略</p>

(佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第33条 佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年佐賀県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(審査の申立て)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査申立てをしようとする者が<u>記名押印</u>して、正副2通を、書類、記録、その他の資料を添えて審査会に提出しな</p>	<p>(審査の申立て)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 前項の書面（以下「審査申立書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査申立てをしようとする者が<u>記名</u>して、正副2通を、書類、記録、その他の資料を添えて審査会に提出しなけれ</p>

改正前	改正後
<p>なければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p>	<p>ばならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 略</p>

(佐賀県都市計画公聴会規則の一部改正)

第34条 佐賀県都市計画公聴会規則（昭和45年佐賀県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(記録の作成)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定による記録には、次の各号に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(記録の作成)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定による記録には、次の各号に掲げる事項を記載し、議長が署名しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

(佐賀県公害紛争処理条例施行規則の一部改正)

第35条 佐賀県公害紛争処理条例施行規則（昭和45年佐賀県規則第57号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」及び「昭和」を削る。

様式第2号及び様式第3号中「㊟」を削る。

(同和地区中小企業振興資金貸付事業に係る市町村振興資金貸付規則の一部改正)

第36条 同和地区中小企業振興資金貸付事業に係る市町村振興資金貸付規則（昭和46年佐賀県規則第45号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第3号から様式第8号までの規定中「㊟」を削る。

様式第10号中「氏名（名称、代表者氏名） ㊟」を「氏名（名称、代表者氏名）」に改める。

様式第13号及び様式第15号から様式第17号までの規定中「㊟」を削る。

(佐賀県宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第37条 佐賀県宅地建物取引業法施行細則（昭和47年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第4号までの規定中「㊟」を削る。

様式第5号中「㊟」及び「㊟」を削る。

様式第6号中「㊟」を削る。

様式第7号中「㊟」及び「㊦」を削る。

(佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第38条 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和47年佐賀県規則第74号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p> <p>注 <u>1</u> 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 記名押印に代えて署名</u> <u>することができます。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">確 認 印</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">「重要事項のご説明」に内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">㊟</td> </tr> </tbody> </table>	確 認 印		「重要事項のご説明」に内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	㊟	<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">確 認 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">「重要事項のご説明」に内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	確 認 欄		「重要事項のご説明」に内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	
確 認 印									
「重要事項のご説明」に内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。	㊟								
確 認 欄									
「重要事項のご説明」に内容を確認し、受領しました。 また、この共済制度が加入目的に合致していることも確認しています。									

様式第2号中「㊦」を削る。

様式第4号から様式第6号の2までの規定中「㊦」を削る。

様式第7号中「㊟」を削る。

様式第8号中「㊟」及び「㊦」を削る。

様式第9号中「㊦」を削る。

様式第10号及び様式第11号中「㊟」を削る。

様式第12号中「袋裏に 貼付の票は必ず裏面に貼付し、裏面に貼付した票は裏面に貼付してください。」及び「原本の複写又はコピーの場合はそれぞれに捺印してください。」を削る。

様式第14号中「㊦」を削る。
 様式第15号から様式第20号までの規定中「㊦」を削る。
 様式第21号中「㊦」を削る。
 様式第22号及び様式第22号の2中「㊦」を削る。
 様式第22号の3中「㊦」を削る。
 様式第23号から様式第25号までの規定中「㊦」を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>様式第25号の2（第10条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊦</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">年金管理者氏名</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">㊦</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注 <u>1</u> 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。</p> <p><u>2</u> 略</p>	略	年金管理者氏名	㊦	略			<p>様式第25号の2（第10条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">年金管理者氏名</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注</p> <p>略</p>	略	年金管理者氏名		略		
略	年金管理者氏名	㊦											
略													
略	年金管理者氏名												
略													

様式第26号中「㊦」を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																		
<p>様式第27号（第10条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: center;">㊦</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	略			略	氏 名	㊦	略			<p>様式第27号（第10条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 70%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	略			略	氏 名		略		
略																			
略	氏 名	㊦																	
略																			
略																			
略	氏 名																		
略																			

改正前	改正後
注 1・2 略 <u>3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。</u> 4 略	注 1・2 略 3 略

様式第28号中「㊟」を削る。

(佐賀県港湾管理条例施行規則の一部改正)

第39条 佐賀県港湾管理条例施行規則（昭和48年佐賀県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第1号 （第1条の2関係） 略 <div style="text-align: center;">氏 名 ㊟</div> <div style="text-align: center;">生年月日</div> 添付書類 略 注 略 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <div style="text-align: center;">（裏面）</div> 略	様式第1号 （第1条の2関係） 略 <div style="text-align: center;">氏 名</div> <div style="text-align: center;">生年月日</div> <div style="text-align: center;"><u>電話番号</u></div> 添付書類 略 注 略 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <div style="text-align: center;">（裏面）</div> 略

様式第2号から様式第6号までの規定中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第7号 （第1条の4関係） 略	様式第7号 （第1条の4関係） 略

改正前	改正後
氏 名 生年月日	氏 名 生年月日 <u>電話番号</u>
添付書類 略 注 略	添付書類 略 注 略
略	略
(裏面)	(裏面)
略	略

様式第8号その1中「㊟」を削る。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第8号その2 (第3条関係)	様式第8号その2 (第3条関係)
略	略
略	略
略	略
氏 名 生年月日	氏 名 生年月日 <u>電話番号</u>
備考 (申請者は記入しないこと。)	備考 (申請者は記入しないこと。)
略	略
注 略	注 略
略	略
(裏面)	(裏面)
略	略

改正前	改正後
<p>様式第8号その3（第3条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟ 生年月日</p> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>	<p>様式第8号その3（第3条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 生年月日 <u>電話番号</u></p> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>

様式第8号その4中「㊟」を削る。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第8号その5（第3条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟ 生年月日</p> <p>備考（申請者は記入しないこと。）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div>	<p>様式第8号その5（第3条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 生年月日 <u>電話番号</u></p> <p>備考（申請者は記入しないこと。）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;">略</div>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第9号その1 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟ 生年月日</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第9号その1 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 生年月日 <u>電話番号</u></p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第9号その2 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟ 生年月日</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第9号その2 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 生年月日 <u>電話番号</u></p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第10号その1 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟ 生年月日</p>	<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第10号その1 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 生年月日</p>

改正前	改正後
<p>添付書類 略 注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略 様式第10号その2 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟ 生年月日</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略 様式第10号その3 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟ 生年月日</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>	<p style="text-align: right;"><u>電話番号</u></p> <p>添付書類 略 注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略 様式第10号その2 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 生年月日 <u>電話番号</u></p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略 様式第10号その3 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 生年月日 <u>電話番号</u></p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>様式第11号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p>氏 名 ㊟ 生年月日</p> <p>備考 (申請者は記入しないこと。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(裏面)</p> <p>略</p>	<p>様式第11号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p>氏 名 生年月日 <u>電話番号</u></p> <p>備考 (申請者は記入しないこと。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(裏面)</p> <p>略</p>
<p>様式第12号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p>氏 名 ㊟ 生年月日</p> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(裏面)</p> <p>略</p>	<p>様式第12号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p>氏 名 生年月日 <u>電話番号</u></p> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(裏面)</p> <p>略</p>
<p>様式第13号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p>氏 名 ㊟</p>	<p>様式第13号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p>氏 名</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">生年月日</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">生年月日 <u>電話番号</u></p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>

様式第15号中「㊤」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第18号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(被担保権者) 氏 名 ㊤</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(借受人) 氏 名 ㊤</p> <p style="text-align: center;">(担保権者) 生年月日</p> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>	<p>様式第18号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(被担保権者) 氏 名</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(借受人) 氏 名</p> <p style="text-align: center;">(担保権者) 生年月日 <u>電話番号</u></p> <p>添付書類 略</p> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>

様式第19号中「㊤」を削る。

様式第19号の2中「印」を削る。

(佐賀県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第40条 佐賀県漁港管理条例施行規則（昭和48年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別記様式第 1 号</p> <p>略</p> <p>氏名（名称及び代表者氏名） <u>㊟</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>（備考）</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>別記様式第 1 号</p> <p>略</p> <p>氏名（名称及び代表者氏名） <u>電話番号</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>（備考）</p> <p>1・2 略</p>
<p>別記様式第 2 号</p> <p>略</p> <p>氏名（名称及び代表者氏名） <u>㊟</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>（備考）</p> <p><u>1</u> 略</p>	<p>別記様式第 2 号</p> <p>略</p> <p>氏名（名称及び代表者氏名） <u>電話番号</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>（備考）</p> <p>略</p>
<p>別記様式第 3 号</p> <p>略</p> <p>氏名（名称及び代表者氏名） <u>㊟</u></p> <p>略</p>	<p>別記様式第 3 号</p> <p>略</p> <p>氏名（名称及び代表者氏名） <u>電話番号</u></p> <p>略</p>

改正前	改正後
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>別記様式第4号</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名（名称及び代表者氏名） ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p><u>（備考）</u></p> <p><u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>別記様式第5号</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名（名称及び代表者氏名） ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>別記様式第4号</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名（名称及び代表者氏名） <u>電話番号</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>別記様式第5号</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名（名称及び代表者氏名） <u>電話番号</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>

別記様式第6号中「㊟」を削る。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別記様式第7号</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;"><u>ふりがな</u> 氏名（名称及び代表者氏名） ㊟ <u>生年月日（代表者生年月日）</u></p>	<p>別記様式第7号</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名（名称及び代表者氏名） <u>電話番号</u></p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>略</p> <p>(備考) 略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>(備考) 略</p> <p>略</p>
(裏面)	
<p>略</p> <p>別記様式第 8 号</p> <p>略</p> <p>氏名 (名称及び代表者氏名) <u>印</u></p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>別記様式第 8 号</p> <p>略</p> <p>氏名 (名称及び代表者氏名)</p> <p><u>電話番号</u></p> <p>略</p>
<p>略</p> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p><u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができ</u></p> <p><u>る。</u></p>	<p>略</p> <p>略</p>
<p>別記様式第 9 号</p> <p>略</p> <p>氏名 (名称及び代表者氏名) <u>印</u></p> <p>略</p>	<p>別記様式第 9 号</p> <p>略</p> <p>氏名 (名称及び代表者氏名)</p> <p><u>電話番号</u></p> <p>略</p>
<p>略</p> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p><u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができ</u></p> <p><u>る。</u></p>	<p>略</p> <p>略</p>

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部改正)

第41条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（昭和48年佐賀県規則第61号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」及び注の3を削る。

様式第2号中「㊟」及び注を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">代表者の住所及び氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>略</p> <p><u>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">代表者の住所及び氏名</p> <p style="text-align: right;"><u>電話</u></p> <p>略</p>
<p>様式第4号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">代表者の住所及び氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p>様式第4号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">代表者の住所及び氏名</p> <p style="text-align: right;"><u>電話</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
<p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">代表者の住所及び氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>略</p> <p><u>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">代表者の住所及び氏名</p> <p style="text-align: right;"><u>電話</u></p> <p>略</p>

改正前	改正後
る。	

(佐賀県環境センター管理規則の一部改正)

第42条 佐賀県環境センター管理規則（昭和49年佐賀県規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「印」を削る。

(佐賀県恩給金支払事務取扱規則の一部改正)

第43条 佐賀県恩給金支払事務取扱規則（昭和50年佐賀県規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊟」を削る。

様式第5号中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。

(児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部改正)

第44条 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和55年佐賀県規則第41号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

様式第2号中「㊟」を削る。

様式第3号中「㊟」を削る。

(佐賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第45条 佐賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和55年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(調書の作成) 第7条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。	(調書の作成) 第7条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名しなければならない。

様式第1号中「印」及び(注)の3を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第2号（第8条関係）	様式第2号（第8条関係）

改正前	改正後
略 代表者氏名 印	略 代表者氏名
略	略
氏名 他名 印	氏名 他名
略	略
(注) <u>1</u> 略 <u>2 従事者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u>	(注) 略

様式第2号の(付表)中印の欄及び(注)を削る。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第3号 (第8条関係)	様式第3号 (第8条関係)
略 氏名 印	略 氏名
略	略
略	略
(注) <u>1</u> 略 <u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u>	(注) 略

様式第3号の2中「印」及び(注)の6を削る。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第4号 (第8条関係)	様式第4号 (第8条関係)

改正前	改正後
略 氏 名 印	略 氏 名
略	略
略	略
(注) <u>1</u> 申請者本人の自署の場合は、押印は不要である。	(注)
<u>2</u> ・ <u>3</u> 略	<u>1</u> ・ <u>2</u> 略
略	略

様式第4号の2中「代表者氏名 印」を「代表者氏名」に改め、同様式の記載上の注意事項の3を削る。

様式第4号の3中「印」及び（注）を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第4号の4 （第8条関係）	様式第4号の4 （第8条関係）
略 代表者氏名 印	略 代表者氏名
略	略
略	略
記載上の注意事項	記載上の注意事項
<u>1</u> 略	略
<u>2</u> 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。	
添付書類 略	添付書類 略

様式第4号の5中「印」及び（注）を削る。

様式第4号の6中「代表者氏名 印」を「代表者氏名」に改め、同様式の記載上の注意事項の3を削る。

様式第5号中「印」及び（注）を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後															
<p>様式第6号（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="230 343 1104 507"> <tr> <td>略</td> <td>氏 名</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) <u>1</u> 略 <u>2</u> 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	略	氏 名	印	略			略			<p>様式第6号（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 343 2029 507"> <tr> <td>略</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 略</p>	略	氏 名	略		略	
略	氏 名	印														
略																
略																
略	氏 名															
略																
略																
<p>様式第7号（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="230 694 1104 858"> <tr> <td>略</td> <td>氏 名</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) <u>1</u> 略 <u>2</u> 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	略	氏 名	印	略			略			<p>様式第7号（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 694 2029 858"> <tr> <td>略</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 略</p>	略	氏 名	略		略	
略	氏 名	印														
略																
略																
略	氏 名															
略																
略																
<p>様式第8号（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="230 1045 1104 1225"> <tr> <td>略</td> <td>氏 名</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>記載上の注意事項 <u>(1)</u> 略 <u>(2)</u> 氏名を自署する場合には、押印を省略することが</p>	略	氏 名	印	略			略			<p>様式第8号（第8条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1155 1045 2029 1225"> <tr> <td>略</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>記載上の注意事項 略</p>	略	氏 名	略		略	
略	氏 名	印														
略																
略																
略	氏 名															
略																
略																

改正前	改正後
<p><u>できる。</u></p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>略</p>

様式第9号中「氏 名 印」を「氏 名」に改め、同様式の注の3を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第10号（第8条関係）</p> <p>略</p> <p>氏 名 印</p> <p>略</p> <p>(注) <u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<p>様式第10号（第8条関係）</p> <p>略</p> <p>氏 名</p> <p>略</p> <p>(注) 略</p>

様式第10号の2中「印」及び記載上の注意事項の5を削る。
 様式第11号及び様式第12号中

「

氏	名		印
---	---	--	---

を

「

氏	名		
---	---	--	--

に改め、同様式の記載上の

」

注意事項の3を削る。
 様式第13号及び様式第14号中

氏名 ^印	印
-----------------	---

を

氏名 ^印	
-----------------	--

に改め、同様式の記載上の注意事項の6を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																		
<p>様式第15号（第8条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>印</td> </tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>記載上の注意事項</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	略	略	ふりがな	氏名	印	略	略	略	<p>様式第15号（第8条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td> <td rowspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>ふりがな</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>記載上の注意事項</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 略</u></p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	略	略	ふりがな	氏名		略	略	略
略																			
略	略																		
ふりがな																			
氏名	印																		
略																			
略																			
略																			
略																			
略	略																		
ふりがな																			
氏名																			
略																			
略																			
略																			
<p>様式第15号の2（第8条関係）</p> <p>略</p> <p>代表者氏名</p> <p>印</p> <p>略</p>	<p>様式第15号の2（第8条関係）</p> <p>略</p> <p>代表者氏名</p> <p>略</p>																		

改正前	改正後
略 <u>(注) 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u>	略

様式第15号の2の付表中の印の欄を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																
様式第15号の3 (第8条関係) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>代表者の氏名</td><td style="text-align: center;">印</td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </table> (注) <u>1 略</u> <u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u>	略		略		代表者の氏名	印	略		様式第15号の3 (第8条関係) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="2">略</td></tr> <tr><td>略</td><td></td></tr> <tr><td>代表者の氏名</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">略</td></tr> </table> (注) 略	略		略		代表者の氏名		略	
略																	
略																	
代表者の氏名	印																
略																	
略																	
略																	
代表者の氏名																	
略																	

様式第15号の4中「印」及び同様式の記載上の注意事項の3を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後		
様式第16号 (第12条関係) 略 <div style="text-align: center;">氏 名</div> 略 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	様式第16号 (第12条関係) 略 <div style="text-align: center;">氏 名 <u>電話番号</u></div> 略 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>略</td></tr> </table>	略
略			
略			

(佐賀県職場適応訓練委託規則の一部改正)

第46条 佐賀県職場適応訓練委託規則（昭和55年佐賀県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第4条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: center;">公共職業安定所長 ㊟</p> <p>注 <u>1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 略</p>	<p>様式第1号（第4条関係）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: center;">公共職業安定所長</p> <p>注</p> <p style="padding-left: 2em;">略</p>
<p>様式第2号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">事業所名 代表者氏名 ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 <u>1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 略</p>	<p>様式第2号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">事業所名 代表者氏名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注</p> <p style="padding-left: 2em;">略</p>

様式第2号の2、様式第4号及び様式第4号の2中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後												
<p>様式第5号（第8条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">事業所所在地</p> <p style="text-align: right;">事業所名</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 ㊟</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">公共職業安定所長 ㊟</td> </tr> </table>	略		略	略		公共職業安定所長 ㊟	<p>様式第5号（第8条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">事業所の所在地</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">事業所の名称</p> <p style="text-align: right;">事業主又は代表者氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">公共職業安定所長</td> </tr> </table>	略		略	略		公共職業安定所長
略													
略	略												
	公共職業安定所長 ㊟												
略													
略	略												
	公共職業安定所長												
<p>注 <u>1</u> 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p><u>2</u> 略</p>	<p>注</p> <p>略</p>												
<p>様式第6号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">事業所の所在地</p> <p style="text-align: right;">事業所の名称</p> <p style="text-align: right;">事業主又は代表者氏名 ㊟</p> <p>略</p>	<p>様式第6号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">事業所の所在地</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">事業所の名称</p> <p style="text-align: right;">事業主又は代表者氏名</p> <p>略</p>												
<p>様式第7号（第14条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">事業所名</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 印</p> <p>略</p>	<p>様式第7号（第14条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">事業所の名称</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p style="text-align: right;">事業主又は代表者氏名</p> <p>略</p>												

改正前	改正後
<p>略</p> <p>略</p> <p>公共職業安定所長 ㊟</p> <p>注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>2 略</p> <p>様式第8号（第18条関係）</p> <p>略</p> <p>事業所名</p> <p>代表者氏名 印</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>公共職業安定所長</p> <p>注</p> <p>略</p> <p>様式第8号（第18条関係）</p> <p>略</p> <p>事業所の名称</p> <p>電話番号</p> <p>事業主又は代表者氏名</p> <p>略</p>
<p>略</p> <p>略</p> <p>公共職業安定所長 ㊟</p> <p>注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>2 略</p> <p>様式第9号（第18条関係）</p> <p>略</p> <p>事業所名</p> <p>代表者氏名 ㊟</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>公共職業安定所長</p> <p>注</p> <p>略</p> <p>様式第9号（第18条関係）</p> <p>略</p> <p>事業所の名称</p> <p>電話番号</p> <p>事業主又は代表者氏名</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

改正前	改正後
略 公共職業安定所長 ㊟ 注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。 2 略	略 公共職業安定所長 注 略

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第47条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年佐賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

福祉事務所受付	年 月 日	を
取扱者氏名印	㊟	

「

福祉事務所受付	年 月 日
取扱者氏名	

」に改め、同様式の注の7を次のように改める。

7 押印は、登録印によること。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第6号（第2条関係） 略 略	様式第6号（第2条関係） 略 略 注 押印は、登録印によること。

様式第7号及び様式第8号中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第9号（第4条関係） 略	様式第9号（第4条関係） 略

改正前	改正後
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> 注 略 様式第10号 （第5条関係） 略 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏 名</div> <div style="text-align: right;">㊞</div> 注 <u>1</u> 略 <u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> 注 <u>1</u> 略 <u>2 押印は、登録印又は登記印によること。</u> 様式第10号 （第5条関係） 略 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">氏 名</div> 注 略

様式第11号中「㊞」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第12号 （第7条関係） 略 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> 注 略 様式第13号 （第8条関係） 略 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> 注 略	様式第12号 （第7条関係） 略 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> 注 <u>1</u> 略 <u>2 押印は、登録印によること。</u> 様式第13号 （第8条関係） 略 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> 注 <u>1</u> 略 <u>2 押印は、登録印によること。</u>

様式第14号中「㊞」を削る。

様式第15号中「㊞」を削る。

様式第16号中「㊞」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第16号の2（第11条の2 関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>様式第16号の2（第11条の2 関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>略</p> <p>注 <u>氏名は、本人が自署すること。</u></p>

様式第17号中「㊟」を削る。

様式第18号中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第19号（第14条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>様式第19号（第14条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>氏名は、本人が自署すること。</u></p>

様式第20号及び様式第21号中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第22号（第15条関係）</p> <p>略</p>	<p>様式第22号（第15条関係）</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>注 1～4 略</p> <p>5 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>様式第23号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>注 1 略</p> <p>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>注 1～4 略</p> <p>5 氏名は、本人が自署すること。</p> <p>様式第23号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>注 1 略</p> <p>2 氏名は、本人が自署すること。</p>

（生活保護法施行細則の一部改正）

第48条 生活保護法施行細則（昭和59年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

様式第9号中「㊟」を削る。

様式第11号、様式第12号及び様式第14号から様式第26号までの規定中「㊟」を削る。

様式第27号から様式第27号の3まで及び様式第30号から様式第33号までの規定中「㊟」を削る。

様式第34号から様式第36号までの規定中「㊟」を削る。

様式第37号中「㊟」及び「㊟」を削る。

様式第37号の2から様式第39号まで及び様式第45号中「㊟」を削る。

様式第46号中「印」を削る。

様式第48号中「㊟」を削る。

様式第49号、様式第49号の2及び様式第52号中「印」を削る。

様式第53号中「㊟」を削る。

様式第54号中「印」を削る。
 様式第61号から様式第63号までの規定中「罫」を削る。
 様式第64号及び様式第65号中「罫」を削る。
 様式第66号中「罫」を削る。
 様式第68号中「罫」を削る。
 様式第69号中「罫」を削る。
 様式第71号及び様式第72号中「罫」を削る。
 (佐賀県漁港漁場整備法施行細則の一部改正)

第49条 佐賀県漁港漁場整備法施行細則(昭和59年佐賀県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号 (第2条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>法人にあっては、その名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地</p> </div> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>略</p> </div> <p>添付書類 略</p> <p>備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>様式第3号 (第2条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者</p>	<p>様式第1号 (第2条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">住 所 <u>(所在地)</u></p> <p style="text-align: right;">申請者 <u>氏 名 (名称及び代表者氏名)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>電話番号</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>略</p> </div> <p>添付書類 略</p> <p>様式第3号 (第2条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">住 所 <u>(所在地)</u></p> <p style="text-align: right;">申請者 <u>氏 名 (名称及び代表者氏名)</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 </div> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 略 </div>	<p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 略 </div>
<p>添付書類 略</p> <p>様式第4号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 </div>	<p>添付書類 略</p> <p>様式第4号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">住 所 <u>（所在地）</u></p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名 <u>（名称及び代表者氏名）</u></p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>
<p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 略 </div> <p>添付書類 略</p> <p>様式第5号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">申請者 <u>ふりがな</u></p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;"><u>生年月日</u></p>	<p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 略 </div> <p>添付書類 略</p> <p>様式第5号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">住 所 <u>（所在地）</u></p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名 <u>（名称及び代表者氏名）</u></p> <p style="text-align: center;">電話番号</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: fit-content;"> 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地 </div> <p>略</p>	<p>略</p>

改正前	改正後
添付書類 略 備考 略	添付書類 略 備考 略
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
(裏面)	(裏面)
略	略
様式第 6 号 (第 2 条関係)	様式第 6 号 (第 2 条関係)
略	略
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: right;">協議をする者</div> <div style="text-align: center;"> <u>住 所</u> <u>団体名</u> <u>代表者の氏名</u> </div> <div style="text-align: left;">④</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: right;">協議をする者</div> <div style="text-align: center;"> <u>所在地</u> <u>団体名及び代表者氏名</u> <u>電話番号</u> </div> <div style="text-align: left;">④</div> </div>
略	略
備考 略	備考 略
添付書類 略	添付書類 略
様式第 7 号 (第 3 条関係)	様式第 7 号 (第 3 条関係)
略	略
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: right;">申請者</div> <div style="text-align: center;"> <u>住 所</u> <u>ふりがな</u> 氏 名 <u>生年月日</u> </div> <div style="text-align: left;">④</div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: right;">申請者</div> <div style="text-align: center;"> <u>住 所 (所在地)</u> 氏 名 <u>(名称及び代表者氏名)</u> <u>電話番号</u> </div> <div style="text-align: left;">④</div> </div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 法人にあっては、その名称、代表者の氏名 及び生年月日並びに主たる事務所の所在地 </div>	
略	略
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>
添付書類 略	添付書類 略

改正前	改正後
<p>備考</p> <p><u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第8号 (第4条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;"><u>ふりがな</u></p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;"><u>生年月日</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地</div> <p>添付書類 略</p> <p>備考</p> <p><u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>	<p>備考</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第8号 (第4条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">住 所 <u>(所在地)</u></p> <p style="text-align: center;">申請者 氏 名 <u>(名称及び代表者氏名)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>電話番号</u></p> <p>添付書類 略</p> <p>備考</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>

(興行場法及び興行場に関する条例施行規則の一部改正)

第50条 興行場法及び興行場に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 1 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>略</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 1 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2 略</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p style="text-align: center;">（裏面）</p> <p>略</p>
<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>〔法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び生年月日〕</p> </div> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p>	<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>〔法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び生年月日〕</p> </div> <p style="text-align: right;">電 話</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>添付書類 略</p>

改正前	改正後
<p>注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>2 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第3号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 </div> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>添付書類 略</p> <p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>様式第4号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>添付書類 略</p>	<p>注</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第3号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 </div> <p style="text-align: center;">電 話</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>添付書類 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>様式第4号 (第3条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>添付書類 略</p>

改正前	改正後
<p>注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>2 略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>	<p>注</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p>

様式第5号及び様式第6号中「㊟」を削る。

(化製場等に関する法律及び化製場等に関する条例施行規則の一部改正)

第51条 化製場等に関する法律及び化製場等に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0;">略</div> <p>様式第2号（第3条関係）</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0;">略</div> <p>様式第2号（第3条関係）</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p><u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>3 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div>	<p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p><u>2 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>3 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>4 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div>
(裏面)	(裏面)
<p>略</p> <p>様式第3号 (第4条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p><u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>略</p> <p>様式第3号 (第4条関係)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p><u>2 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>3 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認すること</u></p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>様式第4号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 <u>1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p><u>2 略</u></p> <p>略</p>	<p>ができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</p> <p>略</p> <p>様式第4号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <p>注 <u>1 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>略</p>
<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第5号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <p>注 <u>1 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">略</p> <p>様式第6号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>様式第6号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p>
<p>様式第7号（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>様式第7号（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">略</p> <p>様式第8号（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>注 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>様式第8号（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>注 <u>3 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>注 <u>1 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>注 <u>2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p>
<p style="text-align: center;">略</p> <p>様式第9号（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>注 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>様式第9号（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>注 <u>1 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>注 <u>2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認すること</u></p>

改正前	改正後
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>様式第12号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p><u>担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>様式第12号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <p>注 <u>1 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>様式第13号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">略</div> <p>様式第13号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <p>注 <u>1 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申</u></p>

改正前	改正後
略	請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。 略

(佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第52条 佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第1号の2中「作成者の職名、氏名及び印」を「作成者の職名及び氏名」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																								
<p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>（表）</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">退職した職員の氏名 <u>㊦</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>所属長 職氏名</td> <td><u>㊦</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>（裏）</p> <p>略</p>	略	略	略	略	退職した職員の氏名 <u>㊦</u>		略	略	所属長 職氏名	<u>㊦</u>	略	略	<p>様式第2号（第7条関係）</p> <p>（表）</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">退職した職員の氏名 <u>電話番号</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>所属長 職氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>（裏）</p> <p>略</p>	略	略	略	略	退職した職員の氏名 <u>電話番号</u>		略	略	所属長 職氏名		略	略
略	略																								
略	略																								
退職した職員の氏名 <u>㊦</u>																									
略	略																								
所属長 職氏名	<u>㊦</u>																								
略	略																								
略	略																								
略	略																								
退職した職員の氏名 <u>電話番号</u>																									
略	略																								
所属長 職氏名																									
略	略																								

様式第3号中「㊦」及び「㊦」を削る。

様式第4号中「㊦」を削る。

様式第5号の（第1面）中「㊦」及び同様式の（第2面）中責任者印の欄を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後										
<p>様式第5号の2（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">（高年齢・特例）受給資格者氏名 ㊟</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>注意事項</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3 3・4 欄の下の「（高年齢・特例）受給資格者氏名」欄につ</u> <u>いては、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。</u></p> <p><u>4・5</u> 略</p>	略	略	（高年齢・特例）受給資格者氏名 ㊟	略	略	<p>様式第5号の2（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">（高年齢・特例）受給資格者氏名</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>注意事項</p> <p>1・2 略</p> <p><u>3・4</u> 略</p>	略	略	（高年齢・特例）受給資格者氏名	略	略
略											
略											
（高年齢・特例）受給資格者氏名 ㊟											
略											
略											
略											
略											
（高年齢・特例）受給資格者氏名											
略											
略											

様式第6号中「㊟」を削る。
 様式第7号中「㊟」を削る。
 様式第8号中「㊟」を削る。
 様式第9号中「㊟」を削る。
 様式第10号中「㊟」及び「㊟」を削る。
 様式第11号中「㊟」を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第12号（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p>略</p>	<p>様式第12号（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p>略</p>

改正前	改正後																
<table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) ㊞</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>受講者氏名 ㊞</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	略	(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) ㊞	略	略	受講者氏名 ㊞	略	略	<table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>受講者氏名</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	略	(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)	略	略	受講者氏名	略	略
略																	
略																	
(公共職業訓練等の施設の長の職氏名) ㊞																	
略																	
略																	
受講者氏名 ㊞																	
略																	
略																	
略																	
略																	
(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)																	
略																	
略																	
受講者氏名																	
略																	
略																	
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項</p> <p>1～7 略</p> <p>8 8欄の下の受講者氏名については、<u>記名押印又は署名のいずれか</u>により記載すること。</p> <p>また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」の文字を抹消すること。</p> <p>9 略</p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項</p> <p>1～7 略</p> <p>8 8欄の下の受講者氏名については、<u>署名</u>により記載すること。</p> <p>また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」の文字を抹消すること。</p> <p>9 略</p>																
<p>様式第13号 (第18条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>診療担当者 氏 名 ㊞</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	略	略	診療担当者 氏 名 ㊞	略	<p>様式第13号 (第18条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>診療担当者 氏 名</td></tr> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	略	略	診療担当者 氏 名	略						
略																	
略																	
略																	
診療担当者 氏 名 ㊞																	
略																	
略																	
略																	
略																	
診療担当者 氏 名																	
略																	

改正前	改正後
略 申請者 氏 名 ㊟ 略 略	略 申請者 氏 名 略 略
(裏)	(裏)
注意事項 1～4 略 <u>5 ⑬欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のい ずれかにより記載すること。</u> <u>6 略</u>	注意事項 1～4 略 <u>5 略</u>

様式第14号中「㊟」を削る。
 様式第15号中「㊟」を削る。
 様式第16号中「㊟」及び「㊟」を削る。
 様式第17号中「㊟」を削る。
 様式第18号中「㊟」を削る。
 様式第19号中「㊟」及び「㊟」を削る。
 様式第20号及び様式第20号の2中「申請者氏名 ㊟」を「申請者氏名」に改める。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第20号の3（第24条関係） (表)	様式第20号の3（第24条関係） (表)
略 略 略 申請者氏名 ㊟ 略	略 略 略 申請者氏名 略

改正前	改正後
略	略
(裏)	(裏)
注意事項	注意事項
1～4 略	1～4 略
5 申請書の記載について	5 申請書の記載について
(1) 申請者の記載事項	
<u>9欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。</u>	
(2) 略	略
6・7 略	6・7 略
略	略

様式第21号中「申請者氏名 ㊟」を「申請者氏名」に改める。

様式第22号から様式第23号の3までの規定中「㊟」を削る。

様式第24号から様式第34号までの規定中「㊟」を削る。

(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第53条 保健師助産師看護師法施行細則（昭和60年佐賀県規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第2号（第3条関係）	様式第2号（第3条関係）
略	略
略	略
略	略
略	略

改正前	改正後																					
<table border="1"> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td></td> <td>印</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	略				(ふりがな)		印	略	氏名				<table border="1"> <tr><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	略			(ふりがな)		略	氏名		
略																						
(ふりがな)		印	略																			
氏名																						
略																						
(ふりがな)		略																				
氏名																						
<p>略</p> <p>注1・2 略 略</p> <p>3 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載 すること。</p>	<p>略</p> <p>注1・2 略 略</p>																					
<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p style="text-align:center">略</p>	<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p style="text-align:center">略</p>																					
<p>略</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>略</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>略</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table>	略	略	略	<p>略</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>略</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>略</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table>	略	略	略															
略																						
略																						
略																						
略																						
略																						
略																						
<table border="1"> <tr><td colspan="4">略</td></tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>印</td> <td>略</td> </tr> </table>	略				氏名		印	略	<table border="1"> <tr><td colspan="3">略</td></tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>略</td> </tr> </table>	略			氏名		略							
略																						
氏名		印	略																			
略																						
氏名		略																				
<p>略</p> <p>注1 略 略</p> <p>2 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載 すること。</p>	<p>略</p> <p>注 略 略</p>																					
<p>様式第4号（第5条関係）</p> <p>略</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>略</p>	略	<p>様式第4号（第5条関係）</p> <p>略</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>略</p>	略																			
略																						
略																						

改正前	改正後							
<table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td><td>印</td></tr> </table>	略	氏名		印	<table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> </table>	略	氏名	
略								
氏名		印						
略								
氏名								
<p>略</p> <p style="text-align: right;">略</p>	<p>略</p> <p style="text-align: right;">略</p>							
<p>注¹ 略</p> <p><u>2 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。</u></p>	<p>注 略</p>							
<p>様式第5号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>様式第5号（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p>							
<p>略</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>略</p>	略	<p>略</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>略</p>	略					
略								
略								
<table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td><td>印</td></tr> </table>	略	氏名		印	<table border="1"> <tr><td>略</td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> </table>	略	氏名	
略								
氏名		印						
略								
氏名								
<p>略</p> <p style="text-align: right;">略</p>	<p>略</p> <p style="text-align: right;">略</p>							
<p>注¹ 略</p> <p><u>2 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。</u></p>	<p>注 略</p>							
<p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>略</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	略	<p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> </table> <p>略</p> <table border="1"> <tr><td>略</td></tr> </table>	略	略			
略								
略								
略								
略								

改正前	改正後
氏 名	氏 名
略	略
略	略
注 ₁ 略	注 略
2 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載 すること。	
様式第7号（第8条関係）	様式第7号（第8条関係）
略	略
略	略
略	略
略	略
(ふりがな) 氏 名	(ふりがな) 氏 名
略	略
略	略
注 ₁ 略	注 略
2 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載 すること。	
様式第8号（第9条関係）	様式第8号（第9条関係）
略	略
略	略
略	略
略	略
略	略

改正前	改正後																																					
<p>略</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="230 300 642 344"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="230 395 1106 520"> <tr> <td>略</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td></td> <td>印</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>略</p> <p>注₁ 略</p> <p><u>2 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。</u></p> <p>様式第9号（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="533 794 775 839"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="230 890 1106 935"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="230 986 775 1031"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="230 1082 949 1168"> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td>印</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>注₁ 略</p> <p><u>2 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。</u></p> <p>様式第10号（第11条関係）</p>	略	略				(ふりがな)		印	略	氏名				略	略	略	住所				氏名		印	略	<p>略</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1158 300 1570 344"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1158 395 2033 520"> <tr> <td>略</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>略</p> <p>略</p> <p>注 略</p>	略	略				(ふりがな)			略	氏名			
略																																						
略																																						
(ふりがな)		印	略																																			
氏名																																						
略																																						
略																																						
略																																						
住所																																						
氏名		印	略																																			
略																																						
略																																						
(ふりがな)			略																																			
氏名																																						
<p>略</p> <table border="1" data-bbox="1458 794 1700 839"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1158 890 2033 935"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1158 986 1700 1031"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1158 1082 1877 1168"> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>様式第10号（第11条関係）</p>	略	略	略	住所				氏名			略	<p>略</p> <table border="1" data-bbox="1458 794 1700 839"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1158 890 2033 935"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1158 986 1700 1031"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1158 1082 1877 1168"> <tr> <td>住所</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>様式第10号（第11条関係）</p>	略	略	略	住所				氏名			略															
略																																						
略																																						
略																																						
住所																																						
氏名			略																																			
略																																						
略																																						
略																																						
住所																																						
氏名			略																																			

改正前	改正後
略	略
略	略
略	略
略	略
住所	住所
氏名	氏名
印	
略	略
注 ₁ 略	注 略
<u>2 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。</u>	

様式第11号中「㊟」及び注の2を削り、同様式の注の1を同様式の注とし、同様式中「公印」及び「」を削る。

様式第12号中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第13号（第14条関係）	様式第13号（第14条関係）
略	略
略	略
略	略
略	略
氏 名	氏 名
印	略
略	略
略	略

改正前	改正後								
<p><u>注</u> 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。</p> <p>様式第14号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏</td> <td style="width: 40%;">名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">印</td> <td style="width: 30%;">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p><u>注</u> 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。</p>	氏	名	印	略	<p>様式第14号（第15条関係）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">氏</td> <td style="width: 40%;">名</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 30%;">略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p style="text-align: center;">略</p>	氏	名		略
氏	名	印	略						
氏	名		略						

（浄化槽法施行細則の一部改正）

第54条 浄化槽法施行細則（昭和60年佐賀県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては、その名称及び主たる 事務所の所在地並びに代表者の氏名〕</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては、その名称及び主たる 事務所の所在地並びに代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;">電 話</p> <p>略</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>注 1・2 略</p> <p><u>3 記名押印に代えて、署名することができる。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては、その名称及び主たる 事務所の所在地並びに代表者の氏名〕</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div>	<p>注 1・2 略</p> <p><u>3 略</u></p> <p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては、その名称及び主たる 事務所の所在地並びに代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;"><u>電 話</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div>
<p>注 1 略</p> <p><u>2 記名押印に代えて、署名することができる。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>様式第3号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては、その名称及び主たる 事務所の所在地並びに代表者の氏名〕</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div>	<p>注 1 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p>様式第3号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては、その名称及び主たる 事務所の所在地並びに代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: center;"><u>電 話</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div>
<p>注 <u>1 記名押印に代えて、署名することができる。</u></p> <p><u>2 略</u></p>	<p>注 略</p>

(知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第55条 知事が管理する公文書の開示等に関する規則（昭和62年佐賀県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（費用の納入）</p> <p>第9条 条例<u>第11条</u>に規定する費用は、あらかじめ納入しなければならない。</p>	<p>（費用の納入）</p> <p>第9条 条例<u>第15条</u>に規定する費用は、あらかじめ納入しなければならない。</p>

様式第1号中注の3を削る。

様式第2号から様式第13号までの規定中「㊦」を削る。

（佐賀県水質汚濁性農薬の使用の規制に関する規制の一部改正）

第56条 佐賀県水質汚濁性農薬の使用の規制に関する規制（平成元年佐賀県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）<u>第12条の4第2項</u>の規定に基づき、水質汚濁性農薬（農薬取締法施行令（昭和46年政令第56号）<u>第4条各号</u>に掲げる薬剤をいう。以下同じ。）の使用の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）<u>第26条第2項</u>の規定に基づき、水質汚濁性農薬（農薬取締法施行令（昭和46年政令第56号）<u>第2条</u>に掲げる薬剤をいう。以下同じ。）の使用の規制に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

様式第1号中「㊦」及び注の4を削る。

（佐賀県恩給条例施行規則の一部改正）

第57条 佐賀県恩給条例施行規則（平成元年佐賀県規則第65号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。

様式第2号中「印」を削る。

様式第3号、様式第4号及び様式第6号中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。

様式第7号中「（※代筆の場合は、申立者の印を押してください。）」を削る。

様式第8号中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。

様式第9号中「（※代筆の場合は、申立者の印を押してください。）」を削る。

様式第10号から様式第14号までの規定中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。

様式第15号中「（※代筆の場合は、申立者の印を押してください。）」を削る。
 様式第17号中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。
 様式第18号及び様式第19号中「（※代筆の場合は、申立者の印を押してください。）」を削る。
 様式第20号及び様式第21号中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。
 様式第22号中「（※代筆の場合は、申請者の印を押してください。）」を削る。
 様式第23号から様式第26号までの規定中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。
 様式第27号中「（※代筆の場合は、申立者の印を押してください。）」を削る。
 様式第28号中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。
 様式第29号その1及び様式第29号その2の規定中「（※代理人等の場合は、代理人等の印を押してください。）」を削る。
 様式第30号及び様式第31号中「（※代筆の場合は、請求者の印を押してください。）」を削る。
 様式第32号中「（※代筆の場合は、受給者の印を押してください。）」を削る。
 （災害救助法施行細則の一部改正）

第58条 災害救助法施行細則（平成3年佐賀県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（引渡しの立会い等） 第8条 略 2 前項本文の場合において、職員及び物資の所有者又は占有者は、受領調書に署名及び押印をしなければならない。</p>	<p>（引渡しの立会い等） 第8条 略 2 前項本文の場合において、職員及び物資の所有者又は占有者は、受領調書に署名をしなければならない。</p>

様式第1号から様式第3号までの規定中「㊦」及び「㊧」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

2 法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により、本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。

様式第5号中「㊧」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

2 法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により、本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。

様式第6号中「㊟」を削る。

様式第7号中「㊟」及び「㊟」を削り、同様式の（表）に注として次のように加える。

注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

2 法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により、本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。

様式第8号中「㊟」及び「㊟」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

2 法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により、本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。

様式第10号中「㊟」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

2 法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により、本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。

様式第11号中「㊟」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

2 法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により、本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。

様式第12号中「㊟」を削る。

様式第13号中「㊟」を削る。

様式第14号中「㊟」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、法人の場合は、責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

2 法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により、本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。

（身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第59条 身体障害者福祉法施行細則（平成5年佐賀県規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第4号及び様式第6号中「㊟」を削る。

様式第9号中「㊟」を削る。

様式第11号中「㊟」及び備考の3を削る。

様式第12号中「㊟」を削る。

様式第17号中「㊟」及び備考の3を削る。

様式第18号中「㊟」及び備考の4を削る。

(佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第60条 佐賀県獣医師修学資金貸与条例施行規則（平成5年佐賀県規則第18号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊟」を削る。

様式第6号及び様式第7号に注として次のように加える。

注 押印は、獣医師修学資金貸与申請書に押印したものと同一のものとする。

様式第8号から様式第15号までの規定中「㊟」を削る。

様式第17号中「㊟」を削る。

様式第18号中「㊟」を削る。

様式第19号中「㊟」を削る。

様式第20号中「㊟」を削る。

様式第21号中「㊟」を削る。

様式第22号中「㊟」を削る。

様式第23号中「㊟」を削る。

様式第24号中「㊟」を削る。

様式第25号中「㊟」を削る。

(佐賀県聴聞規則の一部改正)

第61条 佐賀県聴聞規則（平成6年佐賀県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(聴聞調書及び報告書の記載事項)</p> <p>第13条 法第24条第1項又は条例第24条第1項に規定する調書（様式第11号。以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに<u>記名押印</u>しなければならない。</p>	<p>(聴聞調書及び報告書の記載事項)</p> <p>第13条 法第24条第1項又は条例第24条第1項に規定する調書（様式第11号。以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに<u>記名</u>しなければならない。</p>

改正前	改正後
(1)～(8) 略 2 略 3 法第24条第3項又は条例第24条第3項に規定する報告書（様式第12号）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに <u>記名押印</u> しなければならない。 (1)～(3) 略	(1)～(8) 略 2 略 3 法第24条第3項又は条例第24条第3項に規定する報告書（様式第12号）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに <u>記名</u> しなければならない。 (1)～(3) 略

様式第1号中「印」を削る。
 様式第2号中「印」を削る。
 様式第3号中「印」を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第4号（第4条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 略 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">氏 名</div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"><u>印</u></div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;"> 略 略 </div> 備考 略	様式第4号（第4条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 略 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">氏 名</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px 0;"> 略 略 </div> 備考 <u>1</u> 略 <u>2</u> 当事者の氏名は、本人が自署すること。

様式第5号から様式第9号までの規定中「印」を削る。
 様式第10号中「印」を削る。
 様式第11号から様式第13号までの規定中「印」を削る。
 様式第14号中「印」を削る。

（佐賀県営住宅条例施行規則の一部改正）

第62条 佐賀県営住宅条例施行規則（平成9年佐賀県規則第53号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「審査者印」を「審査者確認欄」に改める。
 様式第3号中「印」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																																
<p>様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">入居者 県営住宅 棟 号室 氏名 ㊟</p> <p>略</p> <p>備考</p> <p style="text-align: center;"><u>1・2</u> 略</p> <p>添付書類 略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;"><u>上記の事項につき、説明を受け、了承しました。</u> 氏名 ㊟</p> <p>様式第5号（第6条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">新連</td> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>帯保</td> <td>氏名</td> <td style="text-align: center;">㊟</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>証人</td> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p style="text-align: center;">略</p>	新連	略					帯保	氏名	㊟	略			証人	略					略						<p>様式第4号（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">入居者 県営住宅 棟 号室 氏名</p> <p>略</p> <p>備考 <u>1</u> 入居者の氏名は、本人が自署すること。</p> <p style="text-align: center;"><u>2・3</u> 略</p> <p>添付書類 略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>略</p> <p>様式第5号（第6条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">新連</td> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>帯保</td> <td>氏名</td> <td></td> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>証人</td> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </table> <p>備考 <u>1</u> 新連帯保証人の氏名は、本人が自署すること。</p> <p style="text-align: center;"><u>2</u> 略</p>	新連	略					帯保	氏名		略			証人	略					略					
新連	略																																																
帯保	氏名	㊟	略																																														
証人	略																																																
略																																																	
新連	略																																																
帯保	氏名		略																																														
証人	略																																																
略																																																	

様式第6号中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後										
<p>様式第9号（第10条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">前入居者の 氏名</td> <td style="width: 80%;">略 <div style="text-align: right;">㊟ (前入居者の死亡の場合は、㊟は不要)</div></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p style="text-align: center;">1・2 略</p> <p>様式第17号（第17条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 ㊟</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1 <u>グループホーム運営主体の印鑑証明書、登記簿謄本及び定款の写し</u></p> <p>2～4 略</p>	前入居者の 氏名	略 <div style="text-align: right;">㊟ (前入居者の死亡の場合は、㊟は不要)</div>	略		略	<p>様式第9号（第10条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">前入居者の 氏名</td> <td style="width: 80%;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>備考 <u>1 申請者の氏名及び前入居者の氏名は、本人が自署すること。（ただし、前入居者が死亡した場合は、この限りでない。）</u></p> <p style="text-align: center;">2・3 略</p> <p>様式第17号（第17条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>添付書類</p> <p>1 登記簿謄本及び定款の写し</p> <p>2～4 略</p>	前入居者の 氏名	略	略		略
前入居者の 氏名	略 <div style="text-align: right;">㊟ (前入居者の死亡の場合は、㊟は不要)</div>										
略											
略											
前入居者の 氏名	略										
略											
略											

様式第18号中「㊟」を削る。

様式第21号、様式第22号及び様式第24号中「㊟」を削る。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第63条 児童福祉法施行細則（平成10年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

第64条 佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「㊦」を「佐賀県知事」に改める。

（食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則の一部改正）

第65条 食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則（平成12年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第2号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">㊦</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注1 略</p> <p><u>2 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。</u></p> <p>様式第3号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;">㊦</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注1 略</p> <p><u>2 氏名については、記名押印又は自署のいずれかにより記載すること。</u></p>	<p>様式第2号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <p>様式第3号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p>

様式第5号及び様式第6号中「㊦」及び注の5を削る。

様式第7号及び様式第8号中「㊦」及び注の4を削る。

様式第11号、様式第13号及び様式第14号中「㊤」及び注を削る。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

第66条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成12年佐賀県規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」及び注を削る。

様式第2号中「㊤」を削る。

様式第3号及び様式第4号中「㊤」及び注を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第5号（第7条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊤</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 <u>1</u> 略</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p>様式第5号（第7条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>

様式第6号から様式第8号までの規定中「㊤」及び注を削る。

様式第9号中「㊤」及び注の3を削る。

様式第10号中「㊤」及び注を削る。

(温泉法施行細則の一部改正)

第67条 温泉法施行細則（平成12年佐賀県規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

様式第2号から様式第4号までの規定中「印」及び注を削る。

様式第5号から様式第10号までの規定中「㊤」を削る。

様式第11号及び様式第12号中「印」及び注を削る。

様式第13号中「㊤」を削る。

様式第14号中「印」及び注を削る。
 様式第15号中「㊟」を削る。
 様式第16号中「印」及び注を削る。
 様式第17号中「㊟」を削る。
 様式第18号及び様式第19号中「印」及び注を削る。
 様式第20号中「㊟」を削る。
 様式第21号から様式第23号までの規定中「印」及び注を削る。
 (知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第68条 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年佐賀県規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「㊟」を削る。
 様式第4号中「㊟」を削り、同様式の「第14条第2号」を「第14条第 号」に改める。
 様式第5号から様式第10号まで、様式第12号から様式第15号の4まで及び様式第17号から様式第19号までの規定中「㊟」を削る。
 (佐賀県私立学校等に関する規則の一部改正)

第69条 佐賀県私立学校等に関する規則（平成14年佐賀県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(学校法人等の寄附行為の認可)</p> <p>第12条 私立学校法<u>第30条</u>又は同法第64条第5項において準用する同法<u>第30条</u>の規定により学校法人又は準学校法人（以下「学校法人等」という。）の寄附行為の認可を申請しようとする者は、学校法人等を設立しようとする日の3月前までに、学校法人等寄附行為認可申請書（様式第26号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(登記の届出等)</p> <p>第16条 私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）<u>第1条第1項</u>の規定による届出は、登記完了届（様式第31号）により行わなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行令<u>第1条第2項</u>の規定による届出は、役員変更</p>	<p>(学校法人等の寄附行為の認可)</p> <p>第12条 私立学校法<u>第30条第1項</u>又は同法第64条第5項において準用する同法<u>第30条第1項</u>の規定により学校法人又は準学校法人（以下「学校法人等」という。）の寄附行為の認可を申請しようとする者は、学校法人等を設立しようとする日の3月前までに、学校法人等寄附行為認可申請書（様式第26号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(登記の届出等)</p> <p>第16条 私立学校法施行令（昭和25年政令第31号）<u>第2条第1項</u>の規定による届出は、登記完了届（様式第31号）により行わなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行令<u>第2条第2項</u>の規定による届出は、役員変更</p>

改正前	改正後
届（様式第32号）により行わなければならない。	届（様式第32号）により行わなければならない。

様式第1号から様式第9号までの規定中「㊟」を削る。
 様式第10号から様式第22号までの規定中「㊟」及び注を削る。
 様式第23号、様式第26号及び様式第27号中「㊟」を削る。
 様式第27号の2中「㊟」及び注を削る。
 様式第28号中「㊟」を削る。
 様式第29号中「㊟」及び注を削る。
 様式第30号中「㊟」を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第31号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p> <p>略</p> <p>下記事項について、組合等登記令の規定により登記したので、私立学校法施行令第1条第1項の規定により届け出ます。</p> <p>略</p> <p>注1 略</p> <p><u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができます。</u></p>	<p>様式第31号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>略</p> <p>下記事項について、組合等登記令の規定により登記したので、私立学校法施行令第2条第1項の規定により届け出ます。</p> <p>略</p> <p>注 略</p>

様式第32号中「㊟」を削り、「第1条第2項」を「第2条第2項」に改め、注を削る。

（佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正）

第70条 佐賀県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成16年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号の2（第3条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>略</p>	<p>様式第1号の2（第3条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <p>備考 1 <u>氏名は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。</u></p> <p>2 <u>申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p>

様式第2号中「印」を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																				
<p>様式第3号（第8条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">ふりがな</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>氏名（名称及び代表者名）</td> <td style="text-align: center;">印</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略			ふりがな		略	氏名（名称及び代表者名）	印		略			略			略			<p>様式第3号（第8条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">ふりがな</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>氏名（名称及び代表者名）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略			ふりがな		略	氏名（名称及び代表者名）			略			略			略		
略																																					
ふりがな		略																																			
氏名（名称及び代表者名）	印																																				
略																																					
略																																					
略																																					
略																																					
ふりがな		略																																			
氏名（名称及び代表者名）																																					
略																																					
略																																					
略																																					

改正前			改正後		
略			略		
略			略		
略			略		
ふりがな		略	ふりがな		略
氏名		印	氏名		
略			略		
①	略		①	略	
	ふりがな			ふりがな	
	氏名	印		氏名	
②	略		②	略	
	ふりがな			ふりがな	
	氏名	印		氏名	
③	略		③	略	
	ふりがな			ふりがな	
	氏名	印		氏名	
略			略		
略			略		
注 1 印鑑は実印（法人の場合は登録印）を押印すること。			注		
2 略			略		
略			略		
略			略		
略			略		

様式第4号及び様式第5号の2から様式第6号までの規定中「印」を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第7号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名又は名称及び代表者氏名 印</p> <p>略</p> <p>氏名又は名称及び代表者氏名 印</p> <p>略</p> <p>氏名又は名称及び代表者氏名 印</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>様式第7号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名又は名称及び代表者氏名 <u>電話番号</u></p> <p>略</p> <p>氏名又は名称及び代表者氏名 <u>電話番号</u></p> <p>略</p> <p>氏名又は名称及び代表者氏名 <u>電話番号</u></p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>略</p> <p>略</p>
<p>様式第7号の2（第12条関係）</p> <p>略</p> <p>代表者の氏名 印</p>	<p>様式第7号の2（第12条関係）</p> <p>略</p> <p>代表者の氏名 <u>電話番号</u></p>

改正前	改正後
略	略
略	略
略	略
注 略	注 略
略	略

様式第8号及び様式第9号中「印」を削る。

(と畜場法及び佐賀県と畜場に関する条例施行規則の一部改正)

第71条 と畜場法及び佐賀県と畜場に関する条例施行規則（平成16年佐賀県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p><u>2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。</u></p> <p>略</p> <p>様式第2号（第4条関係）</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p><u>2 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>3 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>略</p> <p>様式第2号（第4条関係）</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p><u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p><u>2 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>3 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>
<p>様式第3号（第4条関係）</p>	<p>様式第3号（第4条関係）</p>
<p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p><u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p><u>2 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>3 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</p>
<p>様式第4号（第5条関係）</p>	<p>様式第4号（第5条関係）</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>略</p> <p>注 1・2 略</p> <p><u>3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p>略</p>	<p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>略</p> <p>注 1・2 略</p> <p><u>3 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>4 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>略</p>

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第72条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成16年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p><u>2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p><u>2 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>3 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>
<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>様式第3号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>略</p> <p>注 1 <u>身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第4号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>様式第4号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>
<p>様式第5号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>様式第5号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p>略</p> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>3 <u>申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>

（佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例施行規則の一部改正）

第73条 佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例施行規則（平成17年佐賀県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(意見陳述調書)</p> <p>第43条 前条の規定により意見陳述を録取する者（以下「意見録取者」という。）は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、次に掲げる事項を記載した調書（以下「意見陳述調書」という。）を作成し、これに<u>記名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(意見陳述の要旨の確認等)</p> <p>第44条 意見録取者は、口頭による意見陳述の終了後速やかに、当事者又はその代理人に対し、第43条第1項第5号に規定する意見陳述の要旨が当該意見陳述の機会の付与における発言内容と相違ないことを確認し、意見陳述調書に<u>署名押印</u>するよう求めなければならない。この場合において、<u>署名押印</u>を拒否し、又はできない者があったときは、意見録取者は、その旨及びその理由を意見陳述調書に記載しなければならない。</p>	<p>(意見陳述調書)</p> <p>第43条 前条の規定により意見陳述を録取する者（以下「意見録取者」という。）は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、次に掲げる事項を記載した調書（以下「意見陳述調書」という。）を作成し、これに<u>記名</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(意見陳述の要旨の確認等)</p> <p>第44条 意見録取者は、口頭による意見陳述の終了後速やかに、当事者又はその代理人に対し、第43条第1項第5号に規定する意見陳述の要旨が当該意見陳述の機会の付与における発言内容と相違ないことを確認し、意見陳述調書に署名するよう求めなければならない。この場合において、<u>署名</u>を拒否し、又はできない者があったときは、意見録取者は、その旨及びその理由を意見陳述調書に記載しなければならない。</p>

様式第4号から様式第6号までの規定中「罫」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第7号（第24条関係）</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>様式第7号（第24条関係）</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p><u>注 印鑑は実印を押印すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第8号（第24条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>注</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>1</u>・<u>2</u> 略</p>	<p>様式第8号（第24条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>注 <u>1</u> 印鑑は実印を押印すること。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>2</u>・<u>3</u> 略</p>

様式第10号中「㊟」を削る。
 様式第11号及び様式第12号中「㊟」を削る。
 様式第13号中「㊟」を削る。
 様式第14号から様式第16号までの規定中「㊟」を削る。
 様式第17号及び様式第18号中「㊟」を削る。
 様式第19号中「㊟」を削る。

（佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）

第74条 佐賀県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年佐賀県規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」を削る。
 様式第2号中「印」を削る。
 様式第3号中「印」を削る。
 様式第4号中「印」を削る。
 様式第5号から様式第7号までの規定中「印」を削る。
 様式第8号中「印」を削る。
 様式第10号から様式第17号までの規定中「印」を削る。
 様式第18号中「印」を削る。
 様式第19号及び様式第20号中「㊟」を削る。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第75条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年佐賀県規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「印」及び「平成」を削る。
 様式第2号その1から様式第3号その2までの規定中「印」及び「㊟」を削る。
 様式第4号その1から様式第7号その2までの規定中「印」を削る。
 様式第8号中「印」及び注の3を削る。

様式第9号中「印」及び注の4を削る。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)

第76条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年佐賀県規則第46号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「面接者印」を「面接者確認欄」に改める。

様式第10号中「交付職員印」を「交付職員確認欄」に改め、受領印の欄を削る。

様式第11号中「交付職員印」を「交付職員確認欄」に改める。

様式第12号中「㊦」を削る。

様式第13号から様式第15号までの規定中「㊦」を削る。

様式第16号中「印」を削る。

様式第18号中「㊦」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第19号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p style="text-align: center;">保健福祉事務所長 <u>㊦</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>略</p> </div> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 支援給付金を受け取る際にはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。</p> </div> <p>(注) 略</p>	<p>様式第19号（第6条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p style="text-align: center;">保健福祉事務所長</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>略</p> </div> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 支援給付金を受け取る際にはこの通知書が必要ですから忘れないように持参してください。</p> </div> <p>(注) 略</p>

様式第20号及び様式第21号中「㊦」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第21号の2（第6条関係）</p>	<p>様式第21号の2（第6条関係）</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p style="text-align: center;">保健福祉事務所長 ㊦</p> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 支援給付金を受け取る際にはこの通知書と印鑑が必要ですから忘れないように持参してください。</p> <p>(注) 略</p>	<p>略</p> <p style="text-align: center;">保健福祉事務所長</p> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p>1・2 略</p> <p>3 支援給付金を受け取る際にはこの通知書が必要ですから忘れないように持参してください。</p> <p>(注) 略</p>

様式第21号の3、様式第21号の4及び様式第22号中「㊦」を削る。
 様式第23号及び様式第24号中「㊦」を削る。
 様式第25号から様式第27号までの規定中「㊦」を削る。
 様式第28号及び様式第28号の2中「受領印」を「記名欄」に改める。
 様式第29号中「印」を削る。
 様式第30号から様式第32号までの規定中「㊦」を削る。
 (佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第77条 佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成20年佐賀県規則第54号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊦</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注1・注2 略</p> <p>注3 <u>氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p>	<p>様式第1号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注1・注2 略</p> <p>注3 <u>身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うこ</u></p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>注1 略</p> <p>注2 <u>氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。</u></p> <p>略</p>	<p><u>とができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>注4 <u>申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>略</p> <p>様式第2号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>注1 略</p> <p>注2 <u>身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>注3 <u>申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>略</p>
<p>略</p> <p>様式第4号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>様式第4号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>略</p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<p>注1 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</p> <p>注2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</p>
略	略

様式第5号中「㊦」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第6号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名 ㊦</p> <p>略</p>	<p>様式第6号（第12条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名</p> <p>略</p> <p>備考 1 氏名は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、<u>法人代表者の氏名を記名とすることができる。</u></p> <p>2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</p>

（水産業協同組合法施行細則の一部改正）

第78条 水産業協同組合法施行細則（平成21年佐賀県規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第20号までの規定中「印」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第21号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 <u>印</u></p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p> <p>様式第22号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 <u>印</u></p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p>	<p>様式第21号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 <u>電話番号</u></p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p> <p>様式第22号（第16条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 <u>電話番号</u></p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p>

様式第23号から様式第32号までの規定中「印」を削る。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第33号（第22条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">発起人氏名 <u>印</u> (発起人全員が<u>記名押印</u>をすること。)</p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p>	<p>様式第33号（第22条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">発起人氏名 (発起人全員が<u>署名</u>をすること。) <u>発起人電話番号</u></p> <p>略</p> <p>添付書類 略</p>

様式第33号の2から様式第37号の2まで、様式第39号、様式第39号の2及び様式第41号から様式第45号までの規定中「印」を削る。
 (佐賀県土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部改正)

改正前	改正後
<p>様式第52号（第29条関係） 略 代表者氏名 印 略 （添付書類） 略 注 略</p>	<p>様式第52号（第29条関係） 略 代表者氏名 <u>電話番号</u> 略 （添付書類） 略 注 略</p>
<p>様式第53号（第30条関係） 略 代表者氏名 印 略 （添付書類） 略 注 略</p>	<p>様式第53号（第30条関係） 略 代表者氏名 <u>電話番号</u> 略 （添付書類） 略 注 略</p>
<p>様式第54号（第31条関係） 略 清算人代表氏名 印 略 （添付書類） 略 注 略</p>	<p>様式第54号（第31条関係） 略 清算人代表氏名 <u>電話番号</u> 略 （添付書類） 略 注 略</p>
<p>様式第55号（第32条関係） 略 代表者氏名 印</p>	<p>様式第55号（第32条関係） 略 代表者氏名</p>

改正前	改正後
<p>略 (添付書類) 略 注 略 様式第56号 (第33条関係) 略</p> <p>清算人代表氏名 <u>印</u></p>	<p><u>電話番号</u></p> <p>略 (添付書類) 略 注 略 様式第56号 (第33条関係) 略</p> <p>清算人代表氏名 <u>電話番号</u></p>
<p>略 (添付書類) 略 様式第57号 (第34条関係) 略</p> <p>代表者氏名 <u>印</u></p>	<p>略 (添付書類) 略 様式第57号 (第34条関係) 略</p> <p>代表者氏名 <u>電話番号</u></p>
<p>略 (添付書類) 略 様式第58号 (第35条関係) 略</p> <p>代表者氏名 <u>印</u></p>	<p>略 (添付書類) 略 様式第58号 (第35条関係) 略</p> <p>代表者氏名 <u>電話番号</u></p>
<p>略 (添付書類) 略 様式第60号 (第36条関係) 略</p>	<p>略 (添付書類) 略 様式第60号 (第36条関係) 略</p>

改正前	改正後
<p>氏 名 印</p> <p>略 (添付書類) 略</p> <p>様式第61号 (第37条関係)</p> <p>略</p> <p>氏 名 印</p> <p>略 (添付書類) 略</p>	<p>氏 名 <u>電話番号</u></p> <p>略 (添付書類) 略</p> <p>様式第61号 (第37条関係)</p> <p>略</p> <p>氏 名 <u>電話番号</u></p> <p>略 (添付書類) 略</p>

様式第62号から様式第64号までの規定中「印」を削る。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第65号 (第40条関係)</p> <p>略</p> <p>監事氏名 印</p> <p>略</p>	<p>様式第65号 (第40条関係)</p> <p>略</p> <p>監事氏名 <u>電話番号</u></p> <p>略</p>

(佐賀県立博物館処務規則の一部改正)

第81条 佐賀県立博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第45号）の一部を次のように改める。

第11条第2項及び第12条中「常勤館長等」を「館長」に改める。

様式第1号中「（非常勤の場合にあつては、統括副館長）」を削る。

様式第2号中「（非常勤の場合にあつては、統括副館長）」及び「印」を削る。

(佐賀県立美術館処務規則の一部改正)

第82条 佐賀県立美術館処務規則（平成24年佐賀県規則第47号）の一部を次のように改める。

第11条第2項中「（非常勤の場合にあつては、博物館統括副館長。以下同じ。）」を削る。

様式第1号中「（非常勤の場合にあつては、博物館統括副館長）」を削る。

様式第2号中「（非常勤の場合にあつては、博物館統括副館長）」及び「印」を削る。

（佐賀県立名護屋城博物館処務規則の一部改正）

第83条 佐賀県立名護屋城博物館処務規則（平成24年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改める。

第11条第2項及び第12条中「常勤館長等」を「館長」に改める。

様式第1号中「（非常勤の場合にあつては、統括副館長）」を削る。

様式第2号中「（非常勤の場合にあつては、統括副館長）」及び「印」を削る。

（佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則の一部改正）

第84条 佐賀県立佐賀城本丸歴史館処務規則（平成24年佐賀県規則第49号）の一部を次のように改める。

第11条第2項及び第12条中「常勤館長等」を「館長」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「（非常勤の場合にあつては、統括副館長）」及び「㊟」を削る。

（佐賀県屋外広告物条例施行規則第3条に規定する許可の基準の特例に関する規則の一部改正）

第85条 佐賀県屋外広告物条例施行規則第3条に規定する許可の基準の特例に関する規則（平成25年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>様式第2号（第5条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="230 1034 1106 1118"><tr><td data-bbox="230 1034 696 1118">略</td><td data-bbox="696 1034 1106 1118">申請者 ㊟</td></tr></table> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。（個人の場合に限る。）</u></p>	略	申請者 ㊟	<p>様式第2号（第5条関係）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1158 1034 2033 1118"><tr><td data-bbox="1158 1034 1624 1118">略</td><td data-bbox="1624 1034 2033 1118">申請者</td></tr></table> <p>注 1 略</p> <p>2 <u>氏名は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。</u></p> <p>3 <u>申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認すること</u></p>	略	申請者
略	申請者 ㊟				
略	申請者				

改正前	改正後
	<p><u>ができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p>

(佐賀県地域共生ステーションの非常災害対策に関する条例施行規則の一部改正)

第86条 佐賀県地域共生ステーションの非常災害対策に関する条例施行規則（平成26年佐賀県規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例施行規則の一部改正)

第87条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例施行規則（平成26年佐賀県規則第91号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="232 1090 1106 1129"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="232 1185 1106 1225"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p>	略	略	<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名</p> <p>（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p><u>電話番号</u></p> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1160 1090 2033 1129"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <table border="1" data-bbox="1160 1185 2033 1225"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p> <p><u>(注) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申</u></p>	略	略
略					
略					
略					
略					

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">略</p> <p>略</p> <p>様式第3号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;"><u>請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>様式第3号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p style="text-align: right;"><u>電話番号</u></p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p>略</p> <p><u>（注）申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p style="text-align: center;">略</p>
<p>様式第4号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日）</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>（注） 略</p>	<p>様式第4号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: center;">（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日）</p> <p style="text-align: right;"><u>電話番号</u></p> <p>略</p> <p>略</p> <p>（注） <u>1</u> 略</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第5号 (第6条関係)</p> <p>略</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p><u>2 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p> <p>略</p> <p>(裏面)</p> <p>略</p> <p>様式第5号 (第6条関係)</p> <p>略</p> <p>氏名</p> <p>(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p><u>電話番号</u></p> <p>略</p> <p><u>(注) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</u></p>
<p>略</p> <p>様式第6号 (第6条関係)</p> <p>略</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>略</p> <p>氏名 ㊟</p>	<p>略</p> <p>様式第6号 (第6条関係)</p> <p>略</p> <p>氏名</p> <p>略</p> <p>氏名</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日)</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(注) 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;">略</div> <p>(裏面)</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日)</p> <p><u>電話番号</u></p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>(注) <u>1</u> 略</p> <p><u>2</u> 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;">略</div> <p>(裏面)</p> <p>略</p>

様式第7号中「㊦」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第8号 (第8条関係)</p> <p>略</p> <p>氏名 ㊦</p> <p>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>略</p>	<p>様式第8号 (第8条関係)</p> <p>略</p> <p>氏名</p> <p>(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p><u>電話番号</u></p> <p>略</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>様式第9号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名 ㊟</p> <p>（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>(注) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</p> <p>略</p> <p>様式第9号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名</p> <p>（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）</p> <p><u>電話番号</u></p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>

（佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則の一部改正）

第88条 佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例施行規則（平成26年佐賀県規則第95号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊟」及び注を削る。

様式第3号及び様式第4号中「㊟」を削る。

（佐賀県核燃料税条例施行規則の一部改正）

第89条 佐賀県核燃料税条例施行規則（平成31年佐賀県規則第19号）の一部を次のように改正する。

様式第1号その1から様式第1号その3までの規定中「㊟」を削る。

様式第3号その1から様式第3号その3までの規定中「㊟」を削る。

様式第4号中「㊟」を削る。

様式第5号中「㊟」を削る。

（文化財保護指導委員設置規則の一部改正）

第90条 文化財保護指導委員設置規則（平成31年佐賀県規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式を次のように改める。

(表)

No.	年	月	日
佐賀県文化財保護指導 委員の証			
住 所			
氏 名			
生年月日			
上記の者は佐賀県文化財保護指 導委員であることを証する。			
写真貼付		佐賀県知事	

(裏)

注 意	
一、	記載事項に変更がある場合は、直ちに県文化課へ提出し、訂正を受けること。
二、	保護指導委員の身分を離れるときは、返納すること。
三、	本証を他に貸与しないこと。
四、	記載事項を訂正しないこと。
五、	保護指導委員を辞任したときは、本証を返納すること。

備考 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横5.5センチメートルとする。

(佐賀県卸売市場法施行細則の一部改正)

第91条 佐賀県卸売市場法施行細則（令和2年佐賀県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>代表者の役職及び氏名</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>代表者の役職及び氏名</p> <p>略</p> <p><u>注 1 氏名は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。</u></p> <p><u>2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p>
<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>代表者の役職及び氏名</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>代表者の役職及び氏名</p> <p>略</p> <p><u>注 1 氏名は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。</u></p> <p><u>2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p>

様式第3号及び様式第4号中「印」を削る。

様式第5号中「罫」を削る。

(佐賀県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部改正)

第92条 佐賀県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年佐賀県規則第71号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別記様式第4号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名 印</p> <p>略</p> <p>（記載要領）</p> <p><u>1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</u></p> <p><u>2・3</u> 略</p>	<p>別記様式第4号（第4条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名</p> <p>略</p> <p>（記載要領）</p> <p><u>1 氏名は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。</u></p> <p><u>2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3・4</u> 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の各規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。